

# 平成17年度市場モニタリングテスト結果

## 家庭用品品質表示法に係る試買テスト

### 「サングラス」

(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

平成17年度に、家庭用品品質表示法の対象商品である「サングラス」について、同法の雑貨工業品品質表示規程(以下「表示規程」という。)に対する遵守状況を調査するため、試買テストを行いました。

テストの実施にあたっては、サングラス20銘柄(偏光サングラス2銘柄、ファッション用グラス1銘柄を含む。)を市場から購入し、テスト対象商品としました。

当該品目は、表示規程に定められた表示項目である品名、レンズの材質、わくの材質、可視光線透過率、紫外線透過率、使用上の注意、表示者名等を表示する必要があります。テストの結果、20銘柄中12銘柄が表示規程に不適合でした。

主な不適合内容は、品名の表示が誤っていた、可視光線透過率が誤っていたことなどです。

不適合事項の詳細は次のとおりです。

不 適 合 内 容		銘柄数( )
品名	レンズの屈折力や平行度が基準値を満たしていなかった。	8
わくの材質	材質の名称を商標名で表示していた。	1
可視光線透過率	許容範囲(±7%)を超えていた。	7
紫外線透過率	余分な文字が紫外線透過率に付記されていた。	1
使用上の注意	定められた使用上の注意が、表示されていなかった。	1

( ) 1銘柄で複数の不適合事項に該当するものは重複集計している。

なお、当機構では、不適合と考えられる表示を行っていた表示者に対して、テスト結果を提示し当該表示者の見解及び対応策について聴取を行い、テスト結果と共に経済産業省に報告しました。この報告に基づき、経済産業省から当該表示者に対し改善指導が行われました。